

第三回 今治市市民が真ん中検討委員会

資料2「今治市及び他市の法令・指針における市の役割の記載例」

○今治市市民が共におこすまちづくり条例

(市の責務)

第 5 条 市は、今治地域のまちづくりにおける市民活動の果たす役割を認識し、今治地域の発展のために、次に掲げる責務を果たすものとする。

- (1) 市民活動団体の自主性及び自立性を尊重すること。
 - (2) 市民活動に関する情報の収集及び調査研究を行うこと。
 - (3) 市民活動の推進に資する情報を公開し、又は提供すること。
 - (4) 市民が広く市民活動に参加し、市民活動の活性化を促進するため、普及及び啓発活動を実施すること。
 - (5) 市職員に対する教育及び研修を行うこと。
- 2 市は、予算の範囲内で、必要に応じて次に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。
- (1) 市民活動団体の行う公益性がある事業(特定のものの利益の増進を目的とせず、広く社会全体の利益の増進を目的とする事業をいう。以下「公益事業」という。)について、助成を行うこと。
 - (2) 公共的施設の利用を促進し、整備を行うこと。
 - (3) 市民活動の活性化に資する人材の育成及び研修機会の確保をすること。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市民活動の活性化及び発展に関し、市長が必要と認めること。

○愛南町住民参画推進条例

(町の役割)

第5条 町は、住民が町政に関し、高い関心を持ち、自発的に考えて町に意見を述べることができよう、その機会の拡充を図り、住民参画を推進しなければならない。

2 町は、住民から意見を受けたときは、当該意見を検討するとともに、住民に対しその検討結果を速やかに公表し、又は回答するなどして、誠実かつ適切に対応するものとする。

○明石市市民参画条例

(市長等の責務)

第4条 市長等は、市民に対して市民参画の機会を積極的に提供し、市民参画を推進するものとする。

2 市長等は、市民に対して市政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすい形で提供し、市民との情報共有に努めるものとする。

3 市長等は、幅広い市民の意見等を的確に把握し、市政に反映させるよう努めるものとする。

- 4 市長等は、市政について適切かつ誠実に説明責任を果たすよう努めるものとする。
- 5 市長等は、市民参画に関する調査及び研究を行うとともに、市民参画に対する市民の意識を醸成するよう啓発に努めるものとする。

○四街道市市民参加条例

(市の機関の役割)

- 第5条 市の機関は、市民が行政活動について自ら考え、参加することができるよう、市民が必要とする情報を積極的に提供するものとする。
- 2 市の機関は、市民に行政活動を分かりやすく説明するとともに、市民からの質問等に対して誠意をもって応答するものとする。
 - 3 市の機関は、市民参加を推進するための十分な体制の整備を図るものとする。

○高槻市市民参加に関する指針

V 市民参加の推進における市民、市のあり方

2 市

(1)組織としての対応

- ・市は、市民参加の取組に広範な市民が参加できるように、努力、工夫を行うものとする。
- ・市は、市民参加の取組が全庁的に推進されるように、各部局が情報を交換し、連携しながら市民参加の取組を進めるものとする。
- ・市は、職員研修などを通じて、職員の意識改革を促すとともに、市民参加に関する学習の場の提供に努めるものとする。

(2)市職員としての姿勢

- ・市職員は、市民参加の意義等について理解を深めるため、研修などを通じて、市民参加に関する学習の機会への参画に努めるものとする。
- ・市職員は、協働を通じて市民と交流することにより、市民参加によるまちづくりの推進に向け、自らの意識改革に努めるものとする。